

商標は特定商品・役務の出所表示機能を有しますが、商標を付した特定商品・役務の市場の占有率が高くなったり、消費者間で周知になると、当該商標は出所を表示する特定のものではなく、当該商品・役務に類似する商品・役務を表示する普通名称となる場合があります。商標が普通名称化すると、商標の法的保護が受けられなくなり第三者が類似商品・役務について当該商標を自由に使うことが可能となります。

だじゃれ、語呂合わせ

あなたが我々のマークを使用していることからすると、我々は、更に問題が**醸成 (brewing)** することを防ぐため、素早く **(hop)** 措置を取る義務があると感じました。・・・我々のマークが第三者により使われることは、市場における混同を生じさせたり、将来我々のマークを保護することの妨げになり得る限りにおいて、我々を悩ます **(ales** : 本来は **ails** が正しいスペルだが「エール」に引っ掛けて故意に **ales** としている) ことをご理解ください。しかし、我々は、この事態を突進 **(barrel)** していくよりは、あなたと友好的な解決策を作る **(crafting)** ことによって我々の権利を明確に浄化 **(distill)** しようとしていることをあなたに理解してもらえればと思います。・・・この事態が

できるだけはやく連絡してください。

(上記は一般論又は個人的見解で、個々のケースでの法律アドバイスを目的としたものではありません。)